

場内ルール

当施設は、お客様に安心・安全にご利用いただくために、利用規約と一体となる利用規則を定めております。
この規則に違反したときは、利用規約第 6 条の規定により宿泊契約を解除することがあります。

(施設について)

エノハマキャラバンは周辺地域である江ノ浜住民の皆様のご協力のもと運営されてるアウトドア施設です。
住民の方や他のお客様へのご配慮の上自然を満喫してください

フィールドでは、さまざまなシーンに出会えます。満天の星空、心地よい風、どれもが素晴らしい体験です。一方で、雨や風の強い日もあります。また、自然の中にはさまざまな動物・植物・昆虫等が生息しています。それらも自然の一部であることをご理解いただき、安全にお楽しみください。

(場内での注意事項)

- 車両は、最徐行（10km以下）運転で走行してください。
- 室内は、全面禁煙です。屋外での喫煙は指定の場所にておねがいします。
 - ペットをお連れの方は、必ずご来場時までにお申し出ください。
 - ゴミは分別し、所定のゴミ置き場までお持ちください。
 - バーベキューは指定の場所でおねがいします。
 - バーベキュー使用後の炭は確実に消火してください
 - お子様の安全確保は、保護者の方が責任をもって対応してください。
- 悪天候や災害時など、安全にご利用いただけないと当施設が判断した場合は、営業を中断して避難行動に移る場合があります。
 - ご滞在中の現金、貴重品等は自己管理をお願いいたします。
 - 場内での事故、盗難等に関しては、一切の責任を負いかねます。
- トイレ・シャワールームなど共有スペースではお客様同士が迷惑にならないよう譲り合っただけのご使用おねがいします。
 - 当施設の水は過不足なく用意してありますが限りがございますので、水道、シャワーの出しっ放し、使い過ぎで他のお客様がご利用できなくなる場合がありますのでご注意ください
 - 当施設は安全のため防犯カメラを設置してます

(施設利用上の禁止事項)

- 喧騒行為、異臭拡散等の第三者に嫌悪感や迷惑をおよぼす行為
- ※ご迷惑となるような行為をされた場合は、当施設より注意をさせていただきます。その際には速やかに改善をお願いいたします。改善が見られない場合は、警察に通報し退場していただきます。
- 賭博およびその他公序良俗に反する行為
 - ボール遊び
- ※ボール以外の持込遊具についても、周りの迷惑になる場合は、ご遠慮いただくことがあります。
- 一般のバギー・オートバイ・電動スクーター等での場内走行（入退場時の走行を除く）
 - アイドリング駐車
 - 他のテント・コンテナ利用者スペースへの立ち入り（お子様にもお伝えください）
 - 直火およびデッキ上でのたき火
 - シャワー室内での染毛、漂白剤等の使用
 - 客室・パブリック施設内でお香などをたく行為
 - 外来者との当施設内での面会
 - 宿泊・日帰り施設の利用を目的としない見学
 - 次に定める物品の持ち込み
- (イ) 悪臭を発するもの(ロ) 鉄砲、刀剣類(ハ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
(ニ) 著しく多量もしくは重量のある物品(ホ) ゴミおよび客室の衛生を妨げる物品
(ヘ) その他、当施設が持ち込みを禁止した物品
- その他、当施設内での安全および衛生の妨げとなる全ての行為

利用規約

(適用範囲)

第1条

1. エノハマキャラバン（以下：当施設）が、宿泊利用者および日帰り利用者（以下：お客様）との間で締結する宿泊契約・日帰り利用契約およびこれに関連する契約は、この約款およびこの約款と一体となる規則（以下「利用規約」といいます）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。なお、チェックインの際にお渡しする場内ルールは、利用規約の一つです。
2. 当施設が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊・日帰り利用契約の申し込み)

第2条

1. 当施設に宿泊および日帰り利用契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 利用する代表者の氏名、住所、連絡先、利用日、泊数、人数、年齢区分。
 - (2) その他、当施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。

(宿泊・日帰り利用契約の成立等)

第3条

1. 宿泊および日帰り利用契約は、当施設が前条（2条）の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 次の各号に定める事由が生じたとき、当施設は当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取り扱うことができるものとします。その場合は、宿泊契約を解除しその時点での違約金を申し受けます。
 - (1) 前条1項に基づき申し出のあった連絡先への連絡を試みても、宿泊日当日16時までに連絡が取れなかったとき
 - (2) 当施設からの連絡を拒否されたとき

(宿泊・日帰り利用契約締結の拒否)

第4条

1. 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊・日帰り利用契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 申し込みがこの約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により余裕がないとき
 - (3) 利用しようとする者が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 利用しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 利用しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑をおよぼす言動をしたとき
 - (6) 利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (7) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき

- (9) 利用する権利を譲渡する目的で、利用申し込みをされたとき
 (10) 保護者の許可のない未成年者のみが利用される場合および18歳未満のみで利用されるとき
 (11) 他のお客様を不安に思わせたり恐れさせたりする利用をされるとき

キャンプ キャンセル規定	
【キャンセル料金】 1施設1泊につき	
ご利用日 6日～3日前まで	基本料金の20%
ご利用日 2日～前日	基本料金の50%
ご利用日 当日	基本料金の80%
ご利用日 当日 連絡がない場合	基本料金の100%

(お客様の契約解除権)

第5条

1. お客様は当施設に申し出て、宿泊・日帰り利用契約を解除することができます。
2. 当施設は、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊・日帰り契約の全部または一部を解除した場合、当施設が提示したキャンセル規定に従い違約金を申し受けます。
 チェックイン後のキャンセルは受付できません。
3. 当施設は、お客様が連絡をしないで利用日当日の午後4時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊・日帰り利用契約はお客様により解除されたものとみなして処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第6条

1. 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊・日帰り利用契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - (2) お客様が次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) お客様が他のお客様に著しい迷惑をおよぼす言動をしたとき
 - (4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) お客様が宿泊施設、もしくは当施設従業員に対し暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき
 - (7) 寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら等をされた場合
 - (8) 保護者の許可のない未成年者のみが利用される場合および18歳未満のみで利用されるとき

(9)当施設が定める利用規則に違反したとき

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊または日帰り利用契約を解除したときで、かつ、お客様の責に帰すべき事由の場合には、お客様が今だ提供を受けていない利用サービス等の料金は返金いたしません。ただし、天災等の不可効力に起因する事由の場合にはその限りではありません。

(宿泊または日帰り利用登録)

第7条

1. 日本国内に住所を有しない外国人の方は、パスポートの複写をさせていただきます。

(宿泊および日帰り施設の使用時間)

第8条

1. お客様が当施設の施設を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、同一の宿泊施設に連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き終日使用することができます。
2. 当施設は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の宿泊施設の使用に応じることがあります。この場合には、以下の追加料金を申し受けます。ただし、当施設の許可なくチェックアウト時刻を越える場合は、1泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックイン時刻前からの使用についても同様とします。
3. 前2項に基づきお客様が施設を使用できる時間内であっても、当施設は安全および衛生管理その他当施設の運営管理上の必要があるときは、宿泊施設に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。

(利用規約の遵守)

第9条

1. お客様は当施設においては、当施設が定めて場内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第11条

1. お客様が支払うべき宿泊料金の支払いは、通貨（日本円に限る）または当施設が認めたクーポン券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、お客様の到着の際または当施設が請求したとき、はまぐりデッキカフェにおいて行っていただきます。
2. 当施設がお客様に客室を提供し使用が可能になったのち、お客様が任意に利用しなかった場合においても、宿泊および日帰り利用料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第12条

1. 当施設は、宿泊および日帰り利用契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第13条

1. 当施設はお客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊および日帰り利用施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は前項の規定にかかわらず他の施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料をお支払いいたしません。

(お持込品等の取り扱い)

第14条

1. お客様がお持込になった物品または現金は、お客様にて管理してください。当施設内においてお客様の物品および現金の毀損・汚損・紛失・盗難等の損害について一切の賠償はいたしません。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第15条

1. お客様の手荷物が利用に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設に連絡がありこれを了解したときに限って保管するものとし、お客様がはまぐりデッキにおいてチェックインする際にお渡しします。また、チェックアウト後についても当施設が了解したときに限り保管いたします。
2. お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物または携帯品が当施設の了解なく残されていた場合、原則として所有者が廃棄したものとして処分いたします。ただし、貴重品に相当する物については、お客様へ連絡し対処について指示を仰ぐものとし、また、当施設の判断で一定期間保管しその後最寄の警察署に届けるなどの措置を行うことがあります。
3. 当施設は置き忘れられた手荷物または携帯品について、内容物の性質に従い適切に処理を行うため、その中身を任意に点検し必要に応じて遺失者への返還または前項に従った処理を行うことができるものとし、お客様がこれに異議を述べることはできないものとし、

(駐車の責任)

第16条

1. お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありませんので、当施設の駐車場内においてお客様の車両の滅失、毀損等の損害について一切の賠償はいたしません。

(お客様の責任)

第17条

1. お客様によるこの約款もしくは利用規約に違反する行為およびその他お客様の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃、修繕費用の支出、販売機の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に当施設が被った損害を賠償していただきます。

(コンピューター通信の使用)

第18条

1. 当施設内でのコンピューター通信の利用にあたっては、お客様自身の責任において行うものとし、利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果お客様がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。

(宿泊施設への入室について)

第19条

1. 当施設は次に挙げる場合において、お客様のチェックイン後であってもお客様の許可なく入室することがあります。
 - (1) 清掃等、各種サービスを提供するとき
 - (2) 法令の規定、利用規約、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
 - (4) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき
 - (5) お客様の安否確認・安全確保のため必要と当施設が判断したとき

(お客様への情報確認について)

第20条

1. 当施設はお客様へサービスを提供するために次の事項について、電話、メール、施設ご利用時、またはその他適当な方法をもって確認をすることがあります。

(1) 予約内容

(2) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報

(3) その他、当施設が必要と認める事項

(本約款の変更)

第21条

1. この約款に定めのない事項および営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。